第3回吹田市地域福祉計画策定・推進委員会 議事録 (要約版)

- 1 日 時 平成21年(2009年)12月18日(金)午前10時から午後0時
- 2 場 所 保健センター 研修室
- 3 出席者
- (1)委員 14名

 井岡
 勉
 藤井
 伸生
 北嶋
 玉枝
 倉本
 浩礼
 上山
 克彦

 石田
 富佐吉
 熊井
 茂治
 瀬良
 満理子
 隈井
 剛
 小松
 育子

 由佐
 満雄
 松橋
 継男
 徳野
 祐子
 辰巳
 幹雄

(欠席委員1名 岡本 祥子)

(2) 市職員 19名

西岡理事 (こども政策室長事務取扱)

木下理事 (子育て支援室長事務取扱)

守谷理事(福祉事務所長事務取扱)

塩﨑理事(健康づくり推進室長事務取扱)

安井理事(地域医療担当)

菊池総括参事 (子育て支援課長事務取扱)

大森総括参事(保育課長事務取扱)

岡田総括参事(地域福祉担当)

田井地総括参事(内本町地域保健福祉センター所長事務取扱)

尾花高齢者くらし支援室長

小澤障がい者くらし支援室長

吉岡総括参事 (障がい者くらし支援室)

山内総括参事(保健センター所長事務取扱)

田辺参事(こども政策室)

横山福祉総務課長

清水亥の子谷地域保健福祉センター所長

服部福祉総務課地域福祉係長

吉村福祉総務課主査

伊勢田福祉総務課地域福祉係員

吹田市社会福祉協議会 1名

広田地域福祉課長

4 傍聴者 なし

- 5 内容
- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3)議事
- 1) 吹田市地域福祉計画推進の取組状況について 資料:

事務局

第 2 回策定・推進委員会開催以降の取組状況についての報告資料です。特に、作業部会の開催や、職員研修の報告を載せていますので、また確認をお願いします。

2) 市民アンケート「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」について

委員長職務代理者

今回の市民アンケートは、地区福祉委員、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOの方々にご協力いただいて調査を行いました。当初予定して配布した対象件数は約920件でした。現在、集計をするために点検しているのですが、先週末で回収を打ち切り、回収は806件です。対象件数の再確認をする必要がありますが、920件に対して806件の回収状況で、回収率は87.6%です。関係者から手渡しして回答していただくという形でしたので、9割近い回収率というのは、結構よい回収率だと思っています。現時点では、まだ回収して点検作業をしている段階ですが、点検作業のめどがつきましたので、週明けぐらいには、具体的にコンピュータでの集計作業に入っていくことになります。今日は中身については全く触れることはできませんので、そのような状況で進んでいることをご報告します。

1月末にはある程度の結果が出てくると思いますし、今後、次の議題にもありますが、市 民フォーラムの場では簡単な調査結果をご紹介し、地域福祉を進める上で何が必要かとい うデータに使えるのではと思っています。

委員長

この市民アンケート、大変高い回収率でした。どういう結果が出るか楽しみです。

3) 平成 21 年度職員研修 吹田を知る〜地域福祉編〜 吹田市地域福祉計画「地域の人と協働できる職員育成のための地域福祉活動体験実習」について 資料 2

委員長

これは大変重要な取組で、昨年から取り組んでいることです。

事務局

この研修は、地域福祉計画を公民協働で推進していくために、実際に地域福祉活動を実践している地区福祉委員会の活動に参加することで、職員への地域福祉計画の周知を図るとともに、民の役割である「地域福祉活動の推進」の理解を深めるために実施するものです。今年度は職員研修所の協力を得ての実施で、昨日、事前講義を開催しました。

参加者は28室課の職員37名です。昨年度は28名の職員が参加しましたが、今年度は役職別でも、次長級から係員まで、幅広い職員の参加がありました。

講義の内容は、始めに地域福祉計画の内容を説明したあと、吹田市社会福祉協議会から、 社会福祉協議会と地区福祉委員会活動の説明があり、そのあと、コミュニティソーシャル ワーカーとの座談会を行いました。

座談会では、社会福祉協議会を知っている職員がかなり増えてきたという印象を受けました。ただ、名前だけ知っている職員がほとんどで、詳しい業務内容までは知らなかったので、社会福祉協議会の役割や地区福祉委員会活動について、話を聞けてよかったという声がありました。

今後は、平成22年1月から3月に、実際の地区福祉委員会活動である「いきいきサロン」と「子育てサロン」に参加させていただく予定です。

委員長

ユニークな取組です。行政職員がデスクワークに終始するのではなく、地域に出向いて 地域福祉活動に参加することは、非常に意義のあることだと思います。今年も昨年並みに 参加者がいるということで、大変心強いことです。

A 委員

職員研修についての意見は、事前に担当課にも連絡しました。

市職員が、やっと社会福祉協議会を知るようになったというのは、大変な問題だと思うんですね。やはり、地域福祉計画を進めていく中で、行政の方々が社会福祉協議会をやっと知ってきたということや、やっとコミュニティソーシャルワーカーや地区福祉委員会の活動を勉強しているということは、よいことなんですけれども、もっともっと深くしていただきたい。特に施設連絡会としては、行政にも生活保護などの取組がありますが、例えば老人福祉施設が、制度と制度の狭間にいる人の経済的援助を、それも見返りを望まない中で援助をしているということを、民間社会福祉施設が行っている、その辺りまで十分に知っていただいて、こういう活動をしていただきたい。

また、「公民」という中で、「民」は社会福祉協議会というひとつの組立をされていますが、それ以外の社会福祉施設の活動も十分知った上で、生活保護などの事業をする前に、 民間施設の地域貢献もあるということまで行政の方々には知っていただきたいと思います。

事務局

ご意見ありがとうございました。体験研修は、平成 20 年から始めて、平成 21 年は職員研修所とタイアップして、地域の中でより多くの市民が参加している活動に入っていくという内容にしました。これから毎年続けていく予定です。今いただいたご意見を踏まえて、カリキュラムも考えていきたいと思います。

委員長

実習に入るまでに、より多くの行政職員が、民間社会福祉施設の地域貢献活動の取組や 仕組についてできるだけ知っていただきたいという要請でした。よろしくお願いします。

4) 地域福祉市民フォーラムについて **資料3**

事務局

第 2 回策定・推進委員会で、開催日時と場所を連絡しましたが、その後、作業部会で議 論いただき、詳細がまとまりましたのでご報告します。

日程は平成22年2月13日土曜日で、場所は保健センター研修室を予定しています。

このフォーラムを通じて、市民意見を出し合い、第 2 次地域福祉計画に盛り込む課題を 検討したいと考えています。

タイトルは、「みんなでつくろう、未来(あす)のすいた 2009~「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」に向けて~」です。

当日のプログラム及びスケジュールですが、まず午後 1 時 30 分から午後 2 時までの 30 分程度、策定・推進委員会委員長に「地域福祉に今、求められていること」と題して基調講演を行っていただき、その後、約 20 分程度で、作業部会長より、現在集計作業を進めていただいている市民アンケートの結果報告を行っていただきます。その後、各会場に移動して、1 時間程度のワークショップを行い、ワークショップ参加者により、シンポジウム形式で報告を行っていただきます。

なお、テーマは、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」の実現に向けて、5年後のすいたの地域福祉にとって必要なことをお話いただきます。更に3つのテーマに分け、「子育てしやすいまちづくり」、「障がいのある人が暮らしやすいまちづくり」、「高齢者が暮らしやすいまちづくり」の3点を考えています。

次に、ワークショップの実施方法ですが、各テーマごとに、作業部会長や、作業部会員で学識経験のある方に入っていただき、話し合いを進めます。1テーブルに8人ぐらいが着席し、その中で自由にディスカッションをしていただき、分科会ごとに先生が意見を集約して、発表者を決めて、シンポジウム形式で発表していただきます。

ディスカッションには、策定・推進委員会委員の皆様にも参加していただきたいと思います。また、市職員やコミュニティソーシャルワーカーも参加予定です。

申込は2月10日水曜日までに、氏名、連絡先、ご希望のワークショップのテーマ番号を 記入の上、はがきか FAX、メールで受け付けます。会場の都合でご参加いただけない場合 のみ事務局よりご連絡させていただきます。

最後に、フォーラムの周知方法ですが、市報すいたに掲載するとともに、ポスター、チラシを作成し、各種関係機関や団体に PR を行っていきます。なお、策定・推進委員会委員が所属する団体等に、フォーラムの周知をしていただくことで、広く市民に宣伝ができると考えていますので、よろしくお願いします。

B委員

申込方法ですが、我々も同じでしょうか。

事務局

策定・推進委員会委員も、はがきか FAX、メールで、ご連絡先や希望のワークショップ の番号を書いて申込をしてください。また、市民にも周知していきたいと思います。

委員長

地域福祉市民フォーラムは、毎回、盛り上がりを見せていますので、今回も盛り上がる ことが期待されます。

我々も申込をということでしたが、これは、この策定・推進委員会も主催ですので、我々自身が主催者であるという自覚を持って参画してもらえると思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。とりわけ、委員の皆様が所属している団体、職場の皆様に参加を呼びかけていただきたい。そのことによって、一層盛り上げていきたいと思います。

2月13日に、ここ保健センター研修室で開催するということです。

C 委員

申込先は。

事務局

福祉総務課まで申込をお願いします。

委員長

「地域福祉に今、求められていること」という題で基調講演をさせていただきますが、 ぜひこういう点は強調してほしいとか、こういう点をぜひ話してほしいという提案があれ ば、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。何かございませんでしょうか。

委員長職務代理者

ご存知だと思うんですが、このフォーラムのサブタイトルは、この計画の目標です。何かいいものはないかということで、この計画の目標が「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」でしたので、このことについて、現在どういう思いでおられるのか、また、今後、どういったことを期待されるのかを各関係者にお伺いしたいということです。テーマは3つで、分野論になっていますが、テーマごとに定数はありませんので、「高齢者が暮らしやすいまちづくり」というテーマにはたくさんの方が集まるのではないかと思います。その場合は、このテーマについて3つ4つのグループができます。そういう考え方ですので、その辺もご理解いただきたいと思います。

そして、作業部会でも話題になりましたが、現在、地区福祉委員会や民生委員をしていない一般市民にもできるだけ参加してもらいたいという思いです。その辺、難しい面があるんですが、ぜひともそういう方にも目配りをしていただきたい。そして、策定・推進委員会の皆さん方のルートでも、いろいろと市民の方や関係者の方々に声をかけていただき、多くの方に来て盛り上げていただけたら嬉しいなと考えていますので、よろしくお願いします。

委員長

次の作業部会はいつの予定ですか。

委員長職務代理者

1月13日です。

委員長

ぜひ、その作業部会でフォーラムの成功についてご議論いただきたいと思います。特に、 私が話すことについての注文をまとめてほしいと思います。

5) 地域福祉計画の柱(1)地域福祉活動推進の条件整備(小項目 1 から 8) の委員意見まとめ について 資料 4

委員長

前回の策定・推進委員会で、多くのご意見をいただきました。また、委員会終了後も、 多くのご意見を郵送でいただきました。そのまとめについて、事務局から報告をお願いし ます。

事務局

いただいたご意見をもとに、今後、第2次地域福祉計画の方向性を考えていきたいと思

います。

特に、「コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置」の、今後の施策の方向性としていただいたご意見に、前回の策定・推進委員会でもいただいたご意見でしたが、地域のセーフティネットを作っていくにあたり、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーだけではなく、老人福祉施設の社会貢献事業として配置されたコミュニティソーシャルワーカーや、私立保育園の地域貢献事業として配置された地域貢献支援員といった専門職との連携も含めたセーフティネットの構築が必要だというご意見をいただきました。資料4の最後に、別添資料として、老人福祉施設の社会貢献事業と、私立保育園の地域貢献事業の資料を掲載しています。

また、参考資料は、本市の地域福祉計画の上位計画として、大阪府で策定し、平成 21 年 4 月 1 日に施行された第 2 期大阪府地域福祉支援計画の主な取組をまとめたものです。この中の、「地域福祉コーディネーター関係事業の取組支援」で、市町村に期待する取組としては、例えば、「コミュニティソーシャルワーカー等地域福祉のコーディネーターが有効に機能する仕組づくり」や、「地域福祉計画へのコミュニティソーシャルワーカー等地域福祉のコーディネーターを位置づけること」が要請されています。大阪府の地域福祉支援計画にもこのように位置づけられていますので、参考にしながら、吹田市地域福祉計画で、コミュニティソーシャルワーカー並びに地域福祉活動を推進していける条件整備の方向性について定めていきたいと思っています。

委員長

「社会福祉協議会の基盤強化とコミュニティソーシャルワーカーの計画的配置」についてたくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーだけではなく、老人福祉施設のコミュニティソーシャルワーカーや保育園の地域貢献支援員とも連携して、地域のセーフティネットを作ることは大変重要だと思います。

D 委員

コミュニティソーシャルワーカー自体の本来の仕事を、おそらく社会福祉協議会の方でも何回も評価して見直しをしていると思います。ここにも出てきていますが、本来の仕事の目的は何かをもう一回考える意味で、コミュニティソーシャルワーカー自体が、本来の目的、本来の仕事をしやすい環境づくりを考える時期にもなってくると思うんですね。本来の仕事とは何か。やはり、それを見直して、本来の仕事をしやすい環境を整えることも、この先、大事になってくると思います。

委員長

大変重要なご提案だと思います。コミュニティソーシャルワーカーの本来の職務の再確

認と、地域で活動する際のサポート、条件整備は非常に大事で、再検討していく時期だということです。事務局である社会福祉協議会から、本来の職務や、活動の中でどのような条件整備が必要かを話してください。

事務局(社会福祉協議会)

コミュニティソーシャルワーカーの本来の役割ですが、それぞれ、制度の狭間で困っている住民に、どこと連携したら、その方が本来持っている力を発揮して、地域で安心して暮らしていけるようになるかを支援する専門職です。多くの制度や関係機関と連絡を取りながら、また、知識を得ながら、どことどうつなげるかを考えて、住民の生活支援をしています。ただ、吹田市の方針により、コミュニティソーシャルワーカーは現在、吹田市では社会福祉協議会職員を任命していただいています。社会福祉協議会の職員には、そもそも、地域が主体的に自分たちの町を自分たちで支えていく、そういった活動を支援するというコミュニティワークの側面もありますので、社会福祉協議会にいる13名の職員は、コミュニティワークの技法を使うと同時に、コミュニティソーシャルワーカーとしてのケースワークの技法も同時に行うということを、吹田市の場合は行っています。これは、策定・推進委員会の皆様のご支援と、吹田市の理解があってのものですので、皆様のご期待に応えられるように、これからも業務を行っていきたいと思います。

委員長

13 名すべてが、社会福祉協議会職員の配置となっているのが吹田方式です。これは他市では必ずしも社会福祉協議会だけではないんですね。例えば、隣の摂津市は、全員が行政職員として位置づけられています。したがって、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーではなく、行政としてのコミュニティソーシャルワーカーで、この場合は、社会福祉協議会のコミュニティワーカーと連携しながらということになります。施設に入っているパターンもあります。市によって違うんですが、コミュニティソーシャルワーカーとしては、説明がありましたように、個別支援がひとつのポイントであろうかと思います。しかし、吹田市の場合、個別支援で終わらない、地域を視点において、コミュニティワーク、地域に働きかける仕事と統一しながらやっていく、両立で進めていくことが吹田方式です。それだけに、他市とも異なって、個別支援と地域へのアプローチと、両面でされますので、いかに両方をできるように条件整備をしていくかが大事です。また、それは継続して議論をしていきたいと思います。

6) 地域福祉計画の柱(2)地域福祉活動への参加の促進(小項目9から16)の検討について

資料 5

6-1) 現状と課題、及び、作業部会員の意見について

事務局

「柱(2)地域福祉活動への参加の促進」では、いろいろな世代の方にいろいろな地域福祉活動に参加していただけるように、行政としてどのような支援ができるかを定めています。 9番目の施策では、これから多くの団塊の世代が定年退職を迎えて地域に帰ってきますので、男性や団塊の世代が、これから地域で活動できるような地域福祉活動のメニューづくりへの支援を挙げています。また、10番目の施策では、ボランティア休暇の充実に向けた啓発で、現役世代も地域福祉活動に参加できるように、制度面を整備していくことを挙げています。11番から14番までの4つの施策では、青少年や当事者、大学生が、地域福祉活動に参加できるように、また、商店街としての機能を活かした地域福祉活動への参加など、いろいろな幅広い世代や職種の方々の地域福祉活動への参加が挙がっていました。そして、15番目の施策では、地域福祉活動のための情報発信を行っていくことと、たくさんの人に地域福祉活動に関心を持ってもらえるように、16番目の施策では、人権意識・福祉意識の向上を挙げています。

作業部会で議論した意見です。まず、実際に各地域では既に先進的に取り組まれている事例もたくさんあるので、第 2 次地域福祉計画では、先進事例をより積極的に紹介していくことで、裾野を広げていけるのではないかという意見を多くいただきました。また、地域福祉活動の情報発信では、大学生や若い世代が地域福祉活動に参加できるように、紙ベースや掲示板だけではなく、インターネットを使って情報発信することで、いろいろな世代の目に触れるのではないかという意見もたくさんいただきました。

10番目の施策である「ボランティア休暇の充実に向けた啓発」では、現在、市の事業としては取り組んでおらず、市役所にもボランティア休暇の制度がありますが、平成20年度の取得率は0パーセントで、市としても取り組めていないという状況でした。作業部会員の意見としては、現在の社会情勢の中で、現役世代が休暇を取ってボランティアに参加できるのだろうか、この施策の今後の展開については一から考え直した方がよいのではないかという意見もありました。

「第2期大阪府地域福祉支援計画」に、「社会起業家の育成・支援」という項目があります。地域福祉の新たな担い手としての社会起業家を、市の地域福祉計画にも位置づけしてもらいたいということです。社会起業家とは、地域の福祉課題をビジネス的な手法を用いて解決する NPO のことで、大阪府では、第1次計画策定後の平成17年度から、「社会起業家ファンド事業」として始まっています。そういったものも活用しながら、いろいろな形の地域福祉の担い手を創出していくことが大切ではないかということですので、参考にし

ながら、第 2 次計画では、いかに地域福祉の担い手を広げていくかを考えていきたいと思います。

6-2) ボランティアへの参加について

委員長

先ほど、ボランティアの話がありましたが、ボランティアへの参加者を増やすための取組として、ボランティア養成講座や小・中学校への福祉教育といった取組をされている、ボランティア連絡会の C 委員、ボランティア連絡会として、現状や課題、抱負などを報告してください。

C委員

精神障がいの分野で、社会福祉協議会や行政と組んで行ったボランティア養成講座が、この間終わったばかりです。最近は、先ほども話にありましたが、団塊の世代や男性も引き込んでボランティアにということで、土曜日に開催して、大体 4 回開催しています。実習の段階で辞められる方もいます。今回で 3 年目ですが、男性の参加もあったり、会社を辞められた方の参加もいただいて、すると、主婦の考えとは違った、会社生活等の経験豊富な方たちなので、目からうろこみたいな意見も出ます。講座は終了するんですが、あとの活動に来ていただくということになると、私たちの受け皿がもうひとつというのもあります。けれど、男性が増えましたし、若い人もちょっとずつ増えていて、ボランティアが広がっていっているという結果にはなっているのかなと思っています。

ボランティア休暇で、市役所の取得率が 0 パーセントということでしたが、役所の方でボランティアに来ている人は、土日を使って自分で時間を作って来ていただいています。 取得率が 0 パーセントという状況は、ボランティア休暇を取りにくい状況で、それへのサポートも必要じゃないかと思います。

委員長

大変重要な取組です。休暇についても条件整備として大事なことだろうと思います。団 塊の世代の話がございましたが、講座に参加されていますか。

C 委員

そうたくさんではないです。

委員長

団塊の世代については、世間の期待が大きいわけですが、団塊の世代の方も働いている 方が多いということもあり、すべてがボランティア活動につながらないというのが各地の 状況です。

A 委員

別の形で行っているボランティア養成講座についてご報告します。

福祉施設と、地域福祉の担い手である地区福祉委員さんとの協働でボランティア講座を 開催しています。いろいろな形でやっているんですが、今やっている講座に関しても、団 塊の世代の方々のボランティア参加をひとつの目的としてはやっているんですが、まだま だ十分に知られていない。参加者は少ないんですが、地道に行っています。もう少し手を 広げていくことで、ボランティア養成ができていくと思います。

それから、休暇の話が出たんですが、確かに地域で動いていると、土曜日・日曜日には、 行政の方々がボランティアに参加しています。意識としては、行政の方もボランティアを する気持ちを十分持っていると思いました。

E 委員

ボランティア休暇について、非常に取りにくいようです。ボランティア活動に参加したいという企業はたくさんあるんですが、休暇は取りにくい。私たちの活動に参加している人で、勤務時間のシフトを組み直して、自分の休憩時間に参加するというサラリーマンもいらっしゃいます。もうちょっとボランティア休暇が取れる社会状況を作る必要があると思います。

それと、学生の地域福祉活動への体験参加を奨励して、もっともっと地域福祉活動に体験参加してもらいたいという要請をしていただきたいと思います。

委員長

学生さんのボランティア活動参加というご提案がありました。吹田市には大学がかなり ありますね。いくつありますか。

事務局

4つです。

委員長

学生さんのボランティア活動への参加はいかがでしょうか。

事務局(社会福祉協議会)

大阪府社会福祉協議会の主催で、毎年、「夏のボランティア体験プログラム」があり、4 つの大学の学生課に冊子を持参して、夏のボランティアを体験しませんかとご紹介してい ます。例年、何人かが参加してくれます。 それ以外に、各地区福祉委員会の事業に地元の大学生が来ていることもあります。例えば、千里金蘭大学の学生が、藤白台地区福祉委員会の障がい者事業で、皿まわしや文楽を披露してくれます。また、関西大学の学生が、山手地区福祉委員会の餅つき大会で餅をつきにきてくれます。地区福祉委員会の中ではつながりがあるようです。

また、関西大学の点字サークルの学生が、点字のやり方を教えてほしいと、ボランティアセンターの登録グループに伺ったこともあります。その時は、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録のグループの方が快く指導をしてくださっています。他に、関西大学の学生が募金活動をしたいということで、12月25日、26日にJR吹田駅と江坂駅で、共同募金をしてくださいます。学生から依頼があったときは、ボランティアセンターとしては精一杯、学生が活動できるようなお手伝いをしています。当然、社会福祉協議会だけでするのではなく、ボランティアセンターに登録しているグループや施設連絡会など、いろいろなところと一緒に行っています。

委員長

学生は貴重な人的資源だと思います。既に取組をされているわけですが、更に目的意識 的にそれを強めていくことです。計画に盛り込めればと思います。

F 委員

地域福祉活動への参加の促進ですが、それぞれの個人が地域で、隣の方や向いの方のことを気にかけて、ボランティア精神は皆さん持っていると思います。私も市民委員ですが、実際、社会人になってからは、全くボランティア活動に参加したことがないんです。でも、地域の中では、それもボランティアと思ってやっていますが、それを、講義を受けてしかできないとか、何かルールを決めてやるやり方で、ボランティアの活動に参加がつながるのかなと。今までそれできて、うまくいかなかったけれど、個人個人は、見えないけれどそれぞれがボランティア精神は持っていると思うんです。地域といっても、小学校区ではどんな人が住んでいるか、ほとんどの人が分かっていないと思います。けれど、隣の人ぐらいは知っている人がほとんどだと思います。それと、担い手は増やさないと、支えるということでは力にならないので、そこをどうつないでいくかがポイントになるのかなと。それがどうなるかは、全然イメージができないんですが、今までのやり方でいいのかをちょっと考える必要があるのではと思います。

<u>委員長</u>

従来の取組がどうだったかという総括と、その上で、今後の取組を強化していくということです。学生のボランティアの場面として、例えば、災害時の要支援者の救出は地域では進められていますが、地域で熱心にやっていらっしゃる方は、大体、中高年の方、特に高年の方が多いです。災害が起きたときには、高齢者が高齢者を救い出すのは難しい点も

あろうかと思うんですね。屈強の若者の参加がとても大事なことではないか。目的意識的 に若い人を巻き込んでいくという地域福祉の広がりが大事ではないかと。裾野を広げてい くことが大事だと思います。

6-3) 当事者の地域活動への参加の促進について

事務局

8つの施策には、当事者の地域活動への参加の支援という施策もあります。当事者といえば、障害者等居宅介護事業所連絡会で取り組んでいる G 委員、障がいのある人の地域福祉活動への参加という意味での現状や課題はどうでしょうか。当事者もサービスを受けるだけではなくて、地域福祉活動に参加する権利もあると思いますが、いかがでしょうか。

G委員

当事者の参加ということでは、各当事者が、例えば、精神障がいの団体の方や身体障がいの団体の方が吹田のまちを歩いて、バリアフリーマップを作るとか、写真を撮って啓発して、それを運動につなげていくという活動をされています。

あとは、市内の授産活動を行っている施設が集まって、吹田市の協力も得て、朝日町に店舗を構えて、市内の作業所から授産製品を集め、当事者の方が販売活動を行っています。店も作っていただけたので、その売り上げをどうしようかということで、運営協議会を作って話をしています。いろいろなところで、当事者が中心に活動しています。それを全体にまで広めていって、吹田市の中でいろいろと活動している人もいらっしゃいます。また、施設によっては、店舗を持ってパンの販売もされていますので、そこら辺で、いろいろな地域の人が来て、障がい者が作っているからではなくて、美味しいから買いに来ていただけている。そこら辺をも目標にしながら頑張っているのではないかと思います。

居宅介護事業所の中にも、当事者が立ち上げた事業所も何か所かあります。最初は、当事者の方が自分のヘルパーを確保したいという思いで作られたところもあるんですが、やっていく中で、それだけではないということで、一緒になって活動を広げていって、事業所連絡会でも当事者の意見を反映してくださって、経営母体が法人とかNPOとか企業とかいろいろある連絡会なので、そこら辺で意見反映は重要なものだと思っています。

委員長

障がいのある方の地域福祉活動への参加は、大事な柱でもあろうかと思います。今、 G 委員からご紹介がありましたが、それをますます広げていく必要があります。その広げ 方についてご提案などありますでしょうか。

<u>E 委員</u>

当事者の方が地域活動にということですが、いろいろな障がいを持って、いろいろな分野があって、なかなか、担い手のリーダーさん方が、どう接していいか分からないのが正直なところです。だから、仲間に入れたいんだけれど、どうしたらいいんだろう。当事者も遠慮をしているので、行ったら迷惑をかけるから、ちょっともうやめとこうかというのが現状だと思うんです。できるだけ参加しやすいように。

例えば、視覚障がい者だったら、今、福祉教育に行かせてもらっています。目が見えないと何もできないと思っている人がたくさんいるんですが、子どもたちの前で、携帯とかパソコンとか、音声があればできるよということを言うと、えぇって、目が見えなくてもそんなんできるんや、一人で服も着れるんや。ごはん食べるときはどうするのって質問もあります。ごはんぐらい作れるし食べれるしと言って、子どもたちの前で包丁を持ってきゅうりやだいこんを切ったりするんですが、びっくりされます。いちばんびっくりするのは先生方、大人です。その辺の認識しかないんでね。たくさんの当事者の方が今、社会進出されていますが、もっともっと出てきてほしいと思います。だれでも不自由なところとそうでないところがあるんですから、みんな一緒だということを、もっともっと出てきてやってほしいと思います。

G委員さん、もっともっと出ておいでよって。地域は受け入れると思います。

G委員

お誘いは受けています。

E 委員

ぜひ参加していただきたいと思います。地域は受け入れますので。

<u>G 委員</u>

帰って話をしておきます。

委員長

障がいについて、知らないことが多いわけですね。それを、障がい者から学ぶこともあると思います。そのためには、啓発もさることながら、交流の機会を重ねていくことから出発する必要があるという気がしました。この問題について、第2次計画ではもう少し詰めて方向性を出していきたいと思います。ついては、我々自身も、障がい者の方からいろいろと教えていただくという中で進めていきたいと思います。

D 委員

障がいの方というよりも、この寒空の下、クッキーやパンを江坂駅で売っている方もい

ます。その横で、居酒屋のお姉さんも寒空の下でビラ配りをしている姿は、本当に一緒だと思うんです。社会生活を普通にされていて、障がい者の方が作ったクッキーだから買うわけでもない。障がい者の方が寒い中出られて、売っているというのはすごいことだと思いますし、とても力のいることだと思いますが。

また、障がい者だけではなく、最近話題になっている若年性認知症の方が 60 代でも最近増えていますし、商店街の空きスペースにも関わりますが、そういった方の就労の場を作ることも、社会参加になると思います。この先、そういった方向で、就労、社会参加していただけるように考えていきたいと思います。

委員長

重要な課題として、障がいのある方が、全市レベルの集会に出ると仲間がいますが、地域に帰ると本当にぽつんと孤立しがちな状況に置かれます。その辺、地域の中で孤立しがちな障がいのある方を、どのように孤立状況をなくしていくのか。交流を重ねていくということは、基本的に遅れているんじゃないかと。これは、どこの地域でもあります。どう接していいか分からないという方も多いわけで、障がい者団体やリーダーに教えてもらわないといけないと思います。そんなことを含めて、取組を計画化していく必要があると思っています。

F委員

当事者の地域活動への参加ですが、計画の段階でも出ていたのですが、認知症高齢者も 当事者です。どうしても、認知症の方は、全くわけが分からない人と思われがちで、どう しても、介護につないで施設に入るか通ってしまうことになる。そうすると、本人も家庭 も、地域で孤立しがちな状態になりがちです。認知症の方の当事者のグループを作ろうと いう動きが、本人の気持ちの中に全くないことはないと思うんです。認知症の方というの は、楽しいときは楽しく感じますし、悔しいときは悔しいと感じます。けれど、それを表 出することができない、ただそれだけです。ですので、今まで住んできた地域で、何か自 分たちが掃除や公民館の集まりの場に行って、そこに座っているだけでも、その人たちに とってはよりどころになると思います。これはかなり本人の家族の協力もいるので、簡単 にはできないと思うんですが、この「当事者」の中に、始めにこの文章の中にも書いてい ただいたように、認知症高齢者も入っていますが、ここを取り組んでいるところはないと 思います。地域の中で高齢者も一緒にしましょうというスローガンはあげているんですが、 なかなか当事者に目が行っていない。分かりにくいと思うんですが、認知症高齢者はこれ から増える一方だと思います。これは、だれかがなるんじゃなくて、だれもがなる可能性 があるので、その人たちがずっとそこで暮らしていきやすいようにできる方法はないかと 考えていきたいと思います。

委員長

重要な課題だと思います。認知症の介護者の発信はかなり広がりつつあります。この頃、 当事者としての認知症高齢者が発信する場を設けて、生の声を聞かせてもらう機会が、増 えてはいませんが、見られるようになりました。もう少し、当事者の社会参加というなら ば、重要な課題として考えていく必要があると思います。

- 7) 地域福祉計画の柱(3)地域で活動する諸団体の活動への支援(小項目 17 から 23) の検討 について **資料**6
- 7-1) 現状と課題、及び、作業部会員の意見について

事務局

地域福祉計画の柱(3)は地域で活動する諸団体の活動への支援で、社会福祉協議会や民生委員・児童委員活動、自治会を中心とした地域活動や、ボランティア・NPO等の地域活動、当事者組織への支援といったことを挙げています。また、専門機関と活動する諸団体との連携、活動している団体同士の連携も挙げています。

17番の「社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援」では、3年間の取組としては、コミュニティソーシャルワーカーの13名の配置や、地区福祉委員会活動への支援を行ってきましたが、今後の施策の方向性として、そもそも社会福祉協議会の役割や活動の一般市民への周知といったところから再度検討しなおした方がよいのではないかという作業部会の意見もありました。

それぞれの活動への支援では、補助金や活動の研修、情報提供、活動の市民への周知などを既に行っています。ただ、補助金がどのように支給され、活用されているかが明確にされていないのではないかといったことで、支援を行っている内容をもっと広く知らせていく必要があるのではないかという意見も多くありました。実際に活動されている方は本当にたくさんいらっしゃいますが、その実態が市民にはなかなか見えにくいといった状況もあり、その点からも検討が必要ではないかという意見でした。

また、諸団体と関係機関との連携では、いろいろなネットワークや会議が行政内部でも作られており、そこには多数の関係機関や団体が入っていて、ネットワークの取組は進みつつありますが、それが実際に地域で支援を必要としている人に還元されているのか、実際どのように現場に還元するかを検証していく必要があるのではないかという意見もありました。また、たくさんの団体がある中で、団体同士の交流という点では、先ほど、情報発信のところでもご意見をいただきましたが、インターネット等を通じて広く団体の情報も公開していくことで、お互いの連携が図れるのではないかという意見もありました。

最後に、参考資料の「第 2 期大阪府地域福祉支援計画における主な取組」で、今回、重 点的に取り組む必要があるとされている項目に、「民生委員・児童委員が活動しやすい環境 づくり」が挙がっています。近年、地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員のなり手が特に少ないといった状況である一方で、民生委員・児童委員の仕事が増えている、複雑多様化しているといった状況です。その中で、まず、民生委員・児童委員がどのような活動をされる方かを一般市民にもっと広く周知する必要がある、そして民生委員・児童委員活動をより皆さんに知っていただけるように、外部機関も取り入れながら一般の方に理解してもらえるような取組を市としても支援していく必要があるということが挙がっています。

7-2) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援について

委員長

まず、社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援という施策の取組が進められています。 これは、どのような支援が行われていて、今後、どういった支援が必要なのかについて、 社会福祉協議会の H 委員からご報告をお願いします。

H 委員

各施設、各団体ともそれぞれ専門的な立場から、ひとつのかたまりとして活動されていると思うんですね。そういったものが、先ほどからありますように、つながりだとか、いろいろな形の連携の問題で、まだまだ不足していると思います。やはり基本になっている部分は、私は地域だと思うんですね。いかに住民に理解されているか、認知されているかが基本だと思います。障がい者団体や、それぞれの特性を持った団体の活動が、それだけで終わっているんじゃないかという気がします。

例えば、知的障がいを持った方々が、最近は非常に社会に出てくる機会が多くなってきました。それに対しては介護者や施設の方がいかにそういう面でリードしていくかにかかっていると思います。とにかく、現状は、きっちりと地域で認められる、知られることがいちばん大事じゃないかと思います。特に、私も地域活動をやっていますが、例えばグループホームや、今まで隠れていた面が地域の中に社会性を持って出てこられました。そういった方々が、地域の、例えば小地域ネットワーク活動に参加されています。そんな形で参加されることは、今まで見られなかった光景です。ところが、地域はまだ慣れていませんから、それに対して一線をおく形での接触の仕方をしています。遠慮したり気を遣ったり。それも回数によって、どんどん認知されてくれば、今度は同じ仲間として、障がいを持っていても、地域の中でいろいろな役割を持っていこうとする。同じ住民として、人間として。その中で、この方々には何かやってもらうという形で存在感も持ってもらえる。地域で一斉清掃の際に、そういった方々も参加されます。いろいろな形の役割分担が可能になってきたということです。もっともっと、これから輪を広げていかないといけないのかなという気がしています。

そういうところの見守りなどを推進していくのが地区福祉委員会を中心とした組織だと 思います。いろいろと、それぞれの団体・施設等ありますが、どんどん地域に入り込んで ほしいという気がしますし、その調整をしていくのが社会福祉協議会の使命ではないかと 思います。

先ほど言いよどんだのですが、今、地域では、そういうことを言いながらも、やっぱりいちばん困っているのは担い手づくりです。いろいろと活動されている人が、非常に高齢化してきていて、また、固定化しています。若い人、学生さんに入ってもらってはどうかと言われますが、言うは易しで、スポット的な活動しかできない。日常的継続的な活動はなかなかやりづらいというのがあります。本当に地域の中で、次の担い手、次の方にどうたすきを渡していくかがいちばん大きな悩みというのが現状です。あとは、そういったところに、どんどん障がいを持った方も入ってきていただいて、とは言うものの、実際には、活動されている、リーダーシップを取る人の不足も現実の姿としてあります。今後の担い手づくり、どうやって福祉活動に新しい方々に入っていただくかが大きな課題だと思います。

委員長

地域現場からの貴重なご提案でした。また、市社会福祉協議会がいかに重要な調整役を 担っているか。その反面、担い手づくりが非常に大事であり、行政施策としても、支援す る一つの課題だと思います。ここでは、社会福祉協議会に対する基盤強化をしていくこと、 社会福祉協議会の取組を支えていくという面で、行政施策としてどのようなことが必要な のかですが、行政施策としての条件整備で、何か求められることがあれば追加でお話をい ただきたいと思います。

H 委員

先ほど A 委員もおっしゃっていましたが、地域に出て行政が勉強されるということですが、一緒になって運営される形で、もっともっと一緒に汗をかいてもらいたいと思います。 今の状況を行政にはもっともっと知ってほしい。ボランティア活動で、地域がどれだけ苦労されているか、もっと知ってもらいたいというのが実情です。先ほどの状況を聞いても、遅れているなと思いました。どんどん継続的に地域に入り込んでいただいて、企画段階から入っていただいたらいいんじゃないかと思います。行政と地域が一体となってやっていかないといけないと感じています。

委員長

公民協働で取り組むべきことの必要性、その場合に行政も同じ土俵の場に出て、汗をかいてほしいというご注文でした。

E 委員

担い手づくりも、本当に後がいていないので大変ですが、いちばん今、困っているのは活動拠点ですね。活動する場所がないんです。毎朝、8時45分に行って、抽選で外れたらまた次の日に行くと。毎朝、取れるまで行かないといけないんです。そういうふうにしないと、次の活動が決まらないということが、日々あるんです。活動拠点、どうにかなりませんかね、行政さん。拠点がないので、1年間の計画が立てられないんですよ。子育てサロンにしても、いきいきサロンにしても、本当にこれ困ってるんです。

それと、皆さん、お帰りになる時に、1階の社会福祉協議会の事務所を見てください。狭いです。立ち寄りやすい雰囲気はあるけれど、場所が狭いし、打ち合わせする場所もないです。これは吹田市だけだと思うんです、社会福祉協議会の事務所があんなにお粗末なのは。これだけの活動を担っている社会福祉協議会の事務所としては、あまりにもお粗末やと思います。空き店舗がいっぱいあるので、活動の拠点、何とかなりませんかね。社会福祉協議会の事務所と活動拠点の確保を本当にひたすらお願いしたいと思います。

A 委員

今、活動拠点の話がありました。活動するには場所がいる。その場所については、皆さん、本当に苦労されています。今、おっしゃったように、抽選に行って、抽選に外れれば活動する場がない。それはどの方もおっしゃっています。そういうところから、今、私たちは施設の中で、活動する拠点をお貸ししています。一覧表ができていて、ある程度、曜日等は限られてきますが、福祉施設は75か所あります。その中で拠点を提供できるのは、まだ、申し訳ない、50パーセント弱ですが、そういうところもありますので、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーに声をかけてもらったら、そういうところをお貸しすることができることもありますので、拠点については、そこも含めてお考えになるとだいぶ違います。今から予算を組むと、とんでもない話でできない部分があります。そういうところの利用の仕方も出てくると、吹田市独自の福祉計画という形になるのではと思います。そして、今言われましたように、社会福祉協議会は狭いです。もっと広いところが必要だと思います。合わせて私も意見させていただきます。

委員長

既存資源を提供していただくということを含めて、拠点の確保について取り組む必要があるということでした。それが知られていないということの問題点だと思いますが、どこがコーディネートするかも含めて、また議論を進めていきたいと思います。

7-3) 民生委員・児童委員活動への支援

委員長

次に、民生委員・児童委員活動への支援として、行政施策として何が必要かについて、 I委員、お願いします。

I 委員

民生委員・児童委員に対する支援ですが、民生委員・児童委員は、基本的には個別援助活動が基本です。それを中心に活動しています。昨今の福祉を考えると、すべての人が福祉の制度を何らかの形で利用しながら生きる時代です。したがって、民生委員・児童委員が取り組んでいる中で、行政、社会福祉協議会、いろいろな諸団体と連携しながらやっているんですが、それの基本になるのが、チームアプローチですね。チームを組んでいかに活動していくかが重要だと常々話をしています。個人で活動することもありますが、例えば、コミュニティソーシャルワーカーとチームを組んでアプローチすることによって、見えない福祉課題が見えてくると思います。見えにくい福祉課題をいかに見つけ出すかが民生委員・児童委員のひとつの仕事だと思いますので、チームアプローチを基本に進めています

いろいろな諸団体と協力しながらやっていますが、民生委員・児童委員の認知度の低さが、巷で話題に上がってくるわけですね。今、年間を通じて、民生委員・児童委員の日があります。5月 12日です。その1週間を挟んで、いかに民生委員・児童委員の PR をするかがあるんですが、残念ながら、吹田市民児協ではあまりできていません。個々の単位民児協としては、PR カードを配布したりしています。地域によっていろいろ差はありますが、千一地区では、小学校の毎月の全校児童集会でお時間をいただいて、全校児童の前で民生委員・児童委員が自己紹介をします。また、地区委員長が PR したり、小学生に民生委員・児童委員の仕事を知ってもらう取組もしています。また、ひとり暮らし高齢者のところに見守り家庭訪問を兼ねて PR カードを持っていったりします。

それから、ほっとサロンちさとは大変盛大で、月に 1,000 人ぐらい来ます。孤独なお年寄りもいますが、そういう方は、孤独は孤独なりにいつも元気でおられる。いちばんこわいのは孤立している高齢者ですね。そういう、あまり出られない、ひきこもり的な高齢者に来てもらおうと、民生委員・児童委員と地区福祉委員が中心になって、お年寄りにサロンに来てもらっています。2時間という短い時間ですが、いろいろなお話をしてもらおうということをやって、その結果として、いきいきサロンに参加するようになった人もいます。認知度を少しでもあげたいと活動をしています。

委員長

民生委員・児童委員さんがどういう取組をしているのかの一端をお話していただきまし

た。そういう活動をしていく中で、行政に対する注文をぜひお出しいただきたいと思います。

I 委員

市長が、あいさつのたびに民生委員・児童委員の PR をしてくれています。個別にお願いして、機会があれば民生委員・児童委員の PR をとお願いしています。市長が一生懸命、気を配りながらあいさつしてくださっています。

希望ですが、民生委員・児童委員を広く知ってもらうということで、広報紙を作っています。ただ、予算の関係で、あまり部数が作れない。今、民生委員・児童委員は 500 名近くいるので、そこに配ると部数が残らず、一部にしか民生委員・児童委員活動の広報紙が回らないので、できれば、市報すいたの一部でも結構なので、民生委員・児童委員の活動を載せてもらえたらと思うので、そういう面で行政の援助をお願いしたいと思います。

委員長

民生委員・児童委員への支援のあり方に関して、ご意見ありますでしょうか。

F 委員

民生委員・児童委員さんいつもご苦労様です。介護の仕事をしていて、仕事は、ある程度、時間や休日もあって、今日はお話を聞くことができませんと言うこともできるんですが、民生委員・児童委員さんは、地域の隣近所の方なので、仕事とかかかわらず、いつでも24時間、話を聞いてくれているので、すごい力にもなっています。社会福祉協議会の先ほどの話ともかかわるんですが、民生委員・児童委員にしても社会福祉協議会の仕事にしても、地域の方だから気づいて活動されていることも多いと思うんですが、私も土地の人間じゃないので分からないんですが、行政や国の方からこれをしなさいあれをしなさいということで、業者ではできない、行政でもできないことを、あれもこれも任せているような状況に感じます。それを、もうちょっと見直しと整理をして、まず、どれがいちばん大事なのか、優先順位をつけて任せていかないと、なり手がいない、やっている人も辞めたいと思っているという声を実際にかかわっている中で聞きます。行政も、もう一回、整理して、自分たちができない、けれど地域の人やからやってください、という考えではないと思いますが、それをもう一回見直してもらいたいと思います。

<u>C 委員</u>

質問ですが、民生委員・児童委員さんは地域で温度差があると思います。私も、地域で 自治会の役をしているんですが、どなたが民生委員・児童委員か知らない。災害訓練を 1月17日にしますが、自治会は世帯主の名前は分かっていますが、その世帯に何人家族が いるか、その調査が必要ということになりました。民生委員・児童委員に情報がいってい るのかと思ったら、個人情報保護ということで民生委員・児童委員も分からない。人によれば、ワイドショー的なことを言っている民生委員・児童委員もいらっしゃる。ですが、肝心なことを知らない。行政は民生委員・児童委員までどれぐらいの情報を渡しているのでしょうか。精神障がいのボランティアをしていますが、そういう人たちの地域での生活を支援していて、退院ということになると、まず民生委員・児童委員にあいさつをと言っているので、そこはしてくださっているんですが、うちの地域の民生委員・児童委員は、あんなややこしい人に来てもらったら困る、こわいという認識を持っている人もいる。今は民生委員・児童委員ではないですが。そういう状態です。一生懸命な方もいるのでしょうが。まず個人情報はどのぐらい渡しているかお聞きしたい。

事務局

民生委員・児童委員さんの業務には、生活困窮者への支援もあるので、生活保護世帯については行政からお知らせしています。それと、毎年、民生委員を中心に敬老行事を担ってもらっていますので、今は 75 歳以上が対象ですが、世帯調査は 65 歳以上の方についてもお知らせしています。

7-4) 自治会を中心とした地域活動への支援

委員長

自治会を中心とした地域活動への支援、行政としてどういった支援が必要か、自治会連合協議会として、J 委員、どのような行政支援がいるのでしょうか。

J委員

行政からの、敢えて自治会への支援は、別にいただこうと思っていないんですが、ただ、結論から言いますと、私の場合、自治会は、各地域の全員が自治会員であるという認識、です。小学校区 35 小学校区の中で、2 つ一緒のところもありますが、34 の連合自治会が形成されています。この自治会活動は、地域によって名称が違います。例えば、自治会連合協議会は、単一自治会ばかりが集まっています。名称が、自治会連合会という地域もありますが、例えば、西山田の場合は、西山田地区自治団体協議会といいまして、例えば、福祉委員会、青少年対策委員会、体育振興会、防犯委員会、そういうすべての住民の自主団体を網羅してひとつの組織として連合会を結成しています。自治会の会長だけが集まって協議しているところもあれば、私のところみたいに、諸団体を集めて会議をしているところもあります。自治会の使命は、私は、住民のための行政とのパイプ役になって、広報的に、配りものをしたり、募金の場合は社会福祉協議会から頼まれたりして、皆が協力しているという観念があります。

西山田では、先ほどから出ている障がい者施設ということでは、第2 さつき作業所があ

ります。先日、20 周年記念が行われて、私はその時分から連合会の会長をしていて、あの施設が吹田市から提供されたか分かりませんが、あそこで第 2 さつき作業所が認可施設として開所するということについて、地域が説明会をいただきながら、さつきができることに協力していこうということで、私から皆さんを集め、市からもその時の担当者に来てもらって話をしましたが、非常に、先ほどから出ているように、障がい者あるいは障がい者施設に対しての一般的な理解がなかなか得られなかった。結論から言いますと、この西山田地区へ、環境がいいから引っ越してきた、あるいはこのマンションを買ったのに、施設ができることによってマンションの値打ちが下がる、あるいは環境が壊れると率直に言われたこともありました。そういうことをいろいろと協議しながらやってきました。皆さんは、障がい者と普通の人は一緒と言われるが、それは全然違うんですね。違います。絶対に違います。同じ扱いはいい意味では一緒です。また、「障がい者」の「がい」の字をひらがなで書くことによって、差別していないというきれいごともありますが、それも違います。絶対に障がい者は、健常者といわれる方をスタートラインとすると、そこにいくまでにどれだけの苦労があるか。毎日、毎時間、障がいの重さを、健常者よりひとつ余分に持っているんです。それを個人的に見れば、表に出すか出さないかの違いだけです。

自治会としては、行政が、自治会活動をしている者に対して、加入率を増やす。全員が 自治会員であれば、協力してもらえる土壌ができますから、やりやすい。しかし、自治会 は入っても入らなくてもいいとされます。マンションに引っ越してきた人が、市の窓口で、 自治会はどうしても入らないといけないんですかと聞いて、地域ではどうぞ入ってくださ いといって、連合自治会長が勧めているのに、市の窓口に行きますと、いえ、これは、市 としては強制ではありませんと。そう言わずに、もっと協力的に。市と地域とのつながり として大きなパイプ役を果たします。だから、新しいマンションができたら、即刻、地域 の自治会長と話をして、自治会の会員になってくださいということを支援してもらえたら と思います。

委員長

自治会の加入率について、協力をしてほしいということでした。行政も気にかけていた だきたいと思います。

ボランティア活動へ行政としてどのような支援をいただきたいかについてはいかがでしょうか。

C 委員

特にはないです。

7-5) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援について

委員長

専門機関との連携、ネットワーク強化への支援に関連して、施設連絡会の A 委員、何か 提案がございますでしょうか。

A 委員

施設連絡会というのは、皆さん十分に知っていただけたと思うんですが、福祉計画の中に、施設連絡会の事業、先ほどからお話している、老人福祉施設の社会貢献事業や私立保育園の地域貢献支援について、なぜ私の方から強くお願いするかといいますと、私たちが施設連絡会を結成して、1年半ぐらい経ったときに、大阪府社会福祉協議会から、この活動について調査をしてくれました。その調査の結果の中で、地区福祉委員さんから直接の意見も聞いたのですが、その中に、こういうことがありました。「施設連絡会の結成については、地区福祉委員会は全員が疑心暗鬼だった。それはなぜかというと、民間の老人施設や保育園のPRに利用されるのではないかという思いがあった。」もうひとつは、「公立保育園との交流は絶対必要と思って今までやってきた。でも、民間保育園と交流するものではないと思っていた。」ということがありました。確定的な考え方ではないかも分かりませんが、民間が何かをすると、一般市民の方は、やはり何か見返りを求められるのではないかとの気持ちがある中で、民間の活動と近づくことがなかったのかなということがありました。そういうところで、何回も申し上げていますように、我々が持つ専門性を生かす中で、地域貢献をしようとしていますので、やはり、地域のセーフティネットの一員として我々が加わることによって、より地域で困っている方々に対する支援ができると思います。

委員長

同じく、ネットワーク強化に対してどういう支援が必要なのか、在宅介護支援センターの B 委員さん。

B 委員

施設同士の連携について、やはり在宅介護支援センターの活動として、地域包括支援センターと連携しながら、地域のネットワーク化をいかに進めていくかということで、施設とはもちろんですが、民生委員・児童委員や地区福祉委員と連携をとろうと活動しています。行政に対してどういう要望があるかということより、地域包括支援センターという行政機関と連携して動いていますので、今後も、今日の会議でもいろいろと意見が出ていますように、地域にしっかり足をつけた形で取り組んでいければと思います。

委員長

保健所の K 委員からは。

<u>K 委員</u>

行政の一員で、保健所の立場もございますので、コメントは控えます。

8) 意見提出用紙について 資料7

事務局

今回も、皆様から郵送で柱(2)と柱(3)の意見を提出していただきたいと思います。締切は 1月29日金曜日です。

6 第4回吹田市地域福祉計画策定・推進委員会について 平成22年(2010年)2月23日(火)午後2時から開催します。